

熊谷市農業委員会
第4回総会議事録
(公開用)

平成30年11月28日(水)
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第4回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年11月28日(水)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年11月28日(水)午後2時45分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	欠	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	欠	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	欠	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	欠	吉野 福司

4 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画について

報告事項（1） 農地法第3条の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第4条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第5条の規定による届出について

報告事項（5） 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項（6） 競売買受適格者の証明について（農地法第5条届出該当）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今から熊谷市農業委員会第4回総会を開会いたします。</p> <p>なお、開催通知にもご案内させていただきましたとおり、本日は総会閉会后、農業振興課から「農地中間管理事業」について説明がありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに、木村会長に、ご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、木村会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席委員は、19名中17名で、委員の過半数が出席しております。以上です。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいますでしょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>それでは、議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、7番、中川登美夫委員、8番、水野勝委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日、審議いたします案件は、</p>

	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画について</p> <p>以上、5議案です。よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年11月7日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号2は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年11月5日、田中農業委員、熱田推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号3から8については、譲受人が同一の案件です。5名の所有者と、その5名の共有名義の、計6筆の農地を取得する案件です。一括でご説明させていただきます。10アール当たりの売買価格は、〇〇〇〇円です。申請地の6筆合計〇〇〇〇〇㎡で1枚の田圃となっております。この案件につきましては、平成30年11月9日、大野農業委員、関根政利推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p>

議長	<p>議案番号9は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年11月13日、手嶋農業委員、長谷川推進委員、戸森推進委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建住宅既設1棟、敷地拡張後の全体面積は779.42㎡です。この案件につきましては、申請人が住宅の建替えを計画したところ、既存住宅が建っている土地の一部が農地であることが判明したため、今回の申請が出されました。本案件は500㎡を超える一般住宅敷地の拡張となりますが、この世帯につきましては住宅を建築した昭和48年頃の当時は農家要件のある世帯であったことを確認しておりますので、許可見込のある案件となっております。</p> <p>議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は作業場が既設1棟、車庫が既設1棟、敷地拡張後の全体面積は1,152.69㎡です。</p>

議長	<p>申請のきっかけは、申請者の子が住宅を計画し、土地を調査したところ、既存農家住宅への進入路及び作業所、車庫が建っている土地の一部が農地であることが判明し、今回の申請が出されたものです。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建です。 議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。 議案番号3は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年6月5日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。 議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。 議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建です。 議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は駐車場3台分、敷地拡張後の全体面積は399.6㎡です。 議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建5棟の計画です。 議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWとなっております。 議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物等は資材置場です。議</p>

事務局	<p>農地の転用許可の要件について伺いたい。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、議案番号3については、実家の隣接地に住宅を建てる計画で、自己用住宅は不許可の例外に該当するものです。また、議案番号12は、申請地の北側に既存施設があり敷地拡張となりますので不許可の例外に該当するものです。</p>
強瀬委員	<p>開発行為を伴う転用がありますけれど、転用の要件として周辺農地に支障をきたさないことというのがありますが、支障をきたさないというなかには日当たり等は含むのでしょうか。</p>
事務局	<p>開発を伴う案件については、日当たり等については支障なしと判断したものとなっております。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>当法人は、正月から初詣祈願祭を予定をしております。当会場には、多くの方が自動車で来場しますが、法人が所有する土地では40台分しか駐車できず、来客用の駐車場が不足している状況です。このため、臨時の駐車場を確保する必要があり、地権者から同意を得られたため、今回の申請に至りました。申請地2筆合計で計133台分の駐車台数を予定しております。申請地は敷鉄板等は行わず、車両で地なら</p>

議長	<p>しをして使用し、使用後は耕耘して、地権者に返却する計画です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はじめに、議案書資料についてですが、11月の総会から内容を変更しました。変更箇所は3点です。1点目は、上の表の内訳3段目の「期間」をこれまでの3年未満、3年から6年未満、6年以上の3分割から、5年未満と5年以上の2分割にしました。2点目は、借受人別内訳に議案番号が記載してありましたが、それを無くしました。代わりに、3点目となりますが、新制度に伴い「農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定」欄を設け、地区ごとの筆数、面積を掲載しました。こちらについてですが、利用権の申出書の上部に各委員さんのあっせん署名欄があります。そちらに委員さんの名前が記入された利用権を集計したものです。以上の点についてご了承ください。</p> <p>今月の案件は、議案番号1011から1099の89件であります。まず全体の説明となりますが、総筆数は173筆 総面積は227, 297㎡で、田は117筆、176, 112㎡、畑は56筆、51, 185㎡、賃貸借は67筆、114, 046㎡、使用貸借は106筆、113, 251㎡、設定の期間は、5年未満が27筆、23, 186㎡、5年以上が146筆、204, 111㎡、設定の区分は、新規の計画が85筆、119, 404㎡、再設定の計画が88筆、107, 893㎡です。</p>

	<p>次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借受けは42件で97,758㎡となっております。</p> <p>次に、農地所有適格法人の借受けですが、16件で32,939㎡となっております。</p> <p>次に、農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用した借受けは5件で、22,142㎡となっております。</p> <p>認定農業者である農地所有適格法人、及び農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借受けの件数は63件で全体の約67%となります。</p> <p>上記以外の担い手の借り受けは、26件で74,459㎡となっております。</p> <p>また、農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定につきましては、8地区合計で、102筆、148,657㎡となり、面積は全体の約65%となっております。</p> <p>以上、89件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案番号1017、1018については、〇〇〇委員が借受人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは議案番号1017、1018の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案番号1017、1018について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1021については、〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは議案番号1021の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案番号1021について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1047から1051については、〇〇委員が借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>

議長	<p>それでは議案番号1047から1051の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案番号1047から1051について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1062から1066については、〇〇委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは議案番号1062から1066の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案番号1062から1066について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。</p>

議長	<p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1084、1085については、〇〇〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは議案番号1084、1085の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案番号1084、1085について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1099については、〇〇委員が借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の役員となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは議案番号1099の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>

議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案番号1099について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、議事参与の制限に関する議案以外の案件の審議に入ります。 それでは、議事参与の制限に関する議案以外の案件について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議事参与の制限に関する議案以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。 以上で、全議案の審議が終了しましたが、次に、報告事項に入ります。報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。 質疑等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木村会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の6、その他ですが、最初に平成30年度農地パトロール結果について、地区代表協議会、石原会長より報告をお願いいたします。</p>
石原会長	<p>皆さま、こんにちは。地区代表協議会会長の石原です。</p> <p>9月から10月に実施していただきました農地パトロールでは、まだまだ暑い中、委員の皆さまには、大変お世話になりました。</p> <p>新しく委員となられた方はもちろんですが、引き続き委員を務められている方におかれましても、地元の現状の再確認ができたことと思います。</p> <p>この結果を踏まえ、新たな遊休農地の所有者には、1月末日までに今後の農地利用の意向を調査することとなっております。昨年度から委員がその通知を届けられるものについては届けていただき、所有者に一言管理についてお願いしていただくということとなっております。皆様にはご負担になるとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>この後、詳細については事務局から説明していただきますが、100ヘクタールを超えてしまった遊休農地を少しでも多く解消できるよう、積極的に取り組んでいかなければなりませんので、皆様のより一層の御協力をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地パトロール結果についてですが、配布した資料の1枚目は、市全体の集計表で、上の表は今回の結果、下の表は過去10年間の推移となっております。</p> <p>はじめに、上の表ですが、地目が田と畑、その合計で分けて集計しております。また、左の列から平成29年度の荒廃農地、新たな荒廃農地、再発生荒廃農地、解消された農地、それらを足し引きした平成30年度の荒廃農地となっております。そして、その中でも農振農用地区域内、農振農用地区域外、農業振興地域外、その合計で分けて集計しております。</p> <p>まず、地目が田の荒廃農地ですが、昨年度325, 996㎡、新たな荒廃農地104, 849㎡、再発生32, 583㎡、解消農地69,</p>

6 6 2 m²、これにより平成30年度は3 9 3, 7 6 6 m²となります。

次に、地目が畑の荒廃農地ですが、昨年度6 3 4, 1 5 1 m²、新たな荒廃農地6 9, 0 7 2 m²、再発生2 0, 7 9 4 m²、解消農地5 1, 7 0 7 m²、これにより平成30年度は6 7 2, 3 1 0 m²となります。

そして、この田と畑の合計が、平成30年度の荒廃農地で、1, 0 6 6, 0 7 6 m²となります。

次に、資料の2枚目は、地区別の集計表で、全体と同じように分けて集計しております。ご自分の担当地区がどの位となったか、後で御確認いただければと思います。

次に、利用意向調査通知の配布についてですが、こちらは、今回の調査で新たな荒廃農地と確認された農地の所有者へ11月末日までに送付し、意向を確認するものでございます。

次に、資料3枚目は、所有者あての通知でございます。黒く塗りつぶしている氏名の右下と通知の右下に管理番号が記入されており、こちらは所有農地の地区名とその通し番号になっております。また、通知文の中ほどに返信期限を記載しておりますが、平成31年1月末日までとしております。そして、下記の1に、今回の調査で新たな荒廃農地と確認された農地の所在等を記載しております。裏面の2は留意事項となっております。

次に、資料4枚目は、意向調査書でございます。右上に記入年月日、住所、氏名、電話番号を記入し、押印してもらいます。また、下記の農地の所在等と利用の意向という表の一番右、利用の意向欄に該当するもの1つに○を付けてもらいます。利用の意向については、選択肢が5つあり、表の下に意向内容を記載しております。こちら、通知と同じように右下に管理番号が記入されております。

事務局へ返信していただくのは、この意向調査書のみで、同封した返信用封筒に封入し、投函していただくようにいたします。もし、意向調査書が回収できるようならば、お預かりしていただき、事務局へ提出していただけると助かります。

次に、資料5枚目は、農地中間管理事業のチラシでございます。先ほどの意向調査書の利用の意向欄に農地中間管理事業がありますので、その紹介として、同封いたします。

以上が送付文書となりますが、ピンク色の窓あき封筒に、資料3枚目の通知と資料4枚目の意向調査書、資料5枚目の農地中間管理事業のチラシ、返信用封筒を入れたものを配布していただきます。

こちらの封筒は、この会議室の後ろに、8つの地区に分けて、用意してございますので、総会終了後に各地区ごとにお集まりいただき、地区検討委員会の代表の方が、置いてある封筒を責任を持って振り分

	<p>けていただきようお願いいたします。</p> <p>なお、この封筒は、所有者の住所地で分けさせていただきましたので、荒廃農地の所在は別の地区にあるという場合もございますので、御了承ください。</p> <p>また、遺産分割等で農地を相続しただけの方など、人が分からず、配布が困難な所有者のものは、その場に残しておいてください。市外や県外の住所地の所有者と一緒に、事務局から郵送いたします。</p> <p>この封筒と一緒に、各地区ごとの新規荒廃農地一覧も各委員一部ずつ用意してございますので、お持ち帰りいただき、地図等と一緒に綴じていただければと思います。</p> <p>以上が、農地パトロール結果と利用意向調査通知配布についての説明でございます。お忙しいところ誠に恐縮ですが、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>農地パトロール結果について、報告と説明をさせていただきました。なお、利用意向調査の配布、回収等につきましては、皆さまの活動記録としてカウントできますので、活動記録簿への記入をお願いいたします。</p> <p>ただ今の説明について、質疑等ございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>特にないようですので、続きまして、平成30年度農業者年金加入推進活動計画について、農業者年金加入推進委員会、強瀬委員長より報告をお願いいたします。</p>
強瀬委員長	<p>皆さま、こんにちは。農業者年金加入推進委員会委員長の強瀬です。</p> <p>先月の総会後に実施した研修会を受け、11月16日に農業者年金加入推進委員会を開催し、平成30年度農業者年金加入推進活動計画を決定いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>配布した資料にもありますが、活動の目標としては、農業者年金を知らない農業者を減らすとともに、加入者の増加を目指します。</p> <p>加入目標人数は、各地区1名ずつ、8名を目標とします。また、働きかけをする目標人数は、各委員1名ずつ、47名を目標といたします。何かとご多用とは存じますが、農業者年金の加入推進は農業委員会の業務ですので、農業者年金を知らない人へ一人でも多く声掛けしていただきたいと思います。その他、詳細につきましては事務局から説明していただきます。</p>

事務局	<p>配布した資料の1枚目の1、活動の目標、2、加入目標人数、3、働きかけをする目標人数については、強瀬委員長が報告されたとおりですので、割愛させていただきます。</p> <p>「※なお、加入推進報告書を事務局へ提出する。」とありますが、2枚目が、農業者年金加入推進報告書になります。こちらの中ほど、【以下は戸別訪問実施後に記入】と記載された前までを記入していただき、事務局へ提出してください。</p> <p>この報告書にあるとおり、皆さまにお願いするのは、誰に声掛けしたのか、そして、その人が加入の意向があるのか、ないのかを報告していただくだけで構いません。その後の戸別訪問や農業者年金の説明等は事務局で行います。</p> <p>資料の1枚目の4、地区別加入推進班の整備は記載のとおりでございます。5、加入推進名簿の整備ということで、対象者名簿と加入者名簿を今回の資料に付けております。</p> <p>資料の3枚目は、加入推進対象者名簿ということで、これまでの加入推進活動で名前の挙がった方の一覧でございます。どの方もまだ加入されておりませんので、加入推進活動の参考としてください。</p> <p>続いて、資料の4枚目と5枚目は、農業者年金加入者一覧ということで、すでに加入されている方ですので、加入推進はされないようお願いいたします。</p> <p>この資料3枚目、4枚目、5枚目につきましては、個人情報ですので、取り扱いにはくれぐれもご注意ください。</p> <p>資料の1枚目の6、加入推進強化月間の設定ということで、来年の2月までを強化月間といたします。7、戸別訪問の実施とありますが、こちらは皆さまで声掛けをしていただくことを指しております。8、普及資材と加入推進マニュアルの活用ということで、皆さまのお手元に冊子と白い箱がお配りしてあると思いますので、ご活用下さい。普及資材は、皆さまがお使いになるのではなく、声掛けをした方へお渡しいただくようお願いいたします。</p> <p>また、資料の一番最後の黄色紙の両面刷りのチラシを1人5枚ずつ用意いたしました。こちらは、加入推進委員会で、委員さんから、「加入推進で回った際に不在であった場合に、置いていくチラシが必要」との意見があり、用意いたしました。使用する際には、右下の問合せ先に皆さまの氏名と連絡先を忘れずにご記入ください。</p> <p>以上が、農業者年金加入推進活動計画についての説明でございます。お忙しいところ誠に恐縮ですが、皆さまのご協力をよろしくようお願いいたします。</p>
-----	--

事務局次長	<p>ただ今の説明について、質疑等ございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>こちらにつきましても活動記録簿への記入をお願いいたします。 その他につきましては、こちらからは以上ですが、皆さまから何か ありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>ないようですので、最後に、閉会を夏目会長職務代理をお願いいた します。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第4回総会全ての日 程が終了いたしました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長	遠藤 健司
主幹兼農地係長	大沢 昌徳
主査	大井 崇雅
農業振興課主任	角張 圭太
大里行政センター主査	森 佳一

平成30年11月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進 _____

署名委員 中 川 登 美 夫 _____

署名委員 水 野 勝 _____